七　その年中に分割等上場株式等の受入れをした場合には、当該分割等上場株式等の取得に係る施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三第十項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該分割等上場株式等の種類及び銘柄（当該分割等上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等の種類及び銘柄）並びに当該分割等上場株式等の種類及び銘柄）

八　当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に、その年十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

九　その年中に当該未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、その旨及び当該契約不履行等事由が生じた日並びに次に掲げる事項

イ　当該契約不履行等事由が生じたことにより、法第九条の九第二項の規定により同条第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等の額の合計額、当該未成年者口座を設定した日から当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該未成年者口座において交付を受けた所得税法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配の額の合計額、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につき徴収された所得税の額並びに当該未成年者口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第十八条の十三の五第二項第十号トに規定する外国所得税の額の合計額

ロ　当該契約不履行等事由が生じた未成年者口座に係る法第三十七条の十四の二第八項第一号に掲げる金額、同項第二号に掲げる金額、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額及び同項の規定により徴収された所得税の額

十　当該未成年者口座につきその年中に次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する未成年者口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）　その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書を提出した者に係る変更前の住所

ロ　未成年者口座廃止届出書　その提出年月日

ハ　施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三の五に規定する未成年者口座開設者死亡届出書　その提出年月日及び当該未成年者口座開設者死亡届出書に係る被相続人の死亡年月日

十一　当該未成年者口座につき施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三の四第二項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三の四第一項に規定する未成年者出国届出書の提出年月日

十二　当該未成年者口座を開設していた者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

十三　その他参考となるべき事項

3　第十八条の十五の九第三項の規定は未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年の未成年者口座年間取引報告書を作成する場合における前項第四号及び第五号に掲げる事項の記載について、同条第四項の規定は未成年者口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が分割等上場株式等の取得に伴い当該取得の基因となつた未成年者口座内上場株式等を有しないこととなつた場合における前項第四号に掲げる事項の記載について、それぞれ準用する。

4　未成年者口座年間取引報告書の書式は、別表第七㈢による。

5　第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第二十三項又は第二十四項ただし書の規定により交付された未成年者口座年間取引報告書に記載がされた第二項第九号ロに掲げる事項に係る第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項の記載について準用する。

第十八条の十九の二の次に次の二条を加える。

（非居住者の内部取引に係る課税の特例）

第十八条の十九の三　法第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第四十条の三の三第一項に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該内部取引において法第四十条の三の三第一項の非居住者の恒久的施設及び事業場等（同項に規定する事業場等をいう。以下この条において同じ。）が果たす機能並びに当該内部取引において当該非居住者の恒久的施設及び事業場等が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第四十条の三の三第一項の非居住者の恒久的施設又は事業場等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ　当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第四十条の三の三第一項の非居住者の恒久的施設及び事業場等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第四十条の三の三第一項の非居住者の事業の方針並びに当該非居住者の恒久的施設及び事業場等の業務の内容を記載した書類

リ　当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類

二　法第四十条の三の三第一項の非居住者が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　当該非居住者が選定した法第四十条の三の三第二項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該非居住者が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロからホまでに掲げる書類を除く。）

ロ　当該非居住者が採用した当該内部取引に係る比較対象取引（法第四十条の三の三第二項第一号イに規定する特殊の関係にない売手と買手が内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と同様の状況の下で売買した取引、施行令第二十五条の十八の三第三項に規定する比較対象取引、同条第四項に規定する比較対象取引、同条第五項第一号イに規定する比較対象取引、同号ハ⑴に規定する比較対象取引、同項第二号に規定する比較対象取引、同項第三号に規定する比較対象取引、同項第四号に規定する比較対象取引及び同項第五号に規定する比較対象取引をいう。以下この号において同じ。）（法第四十条の三の三第二項第一号ニに掲げる方法に準ずる方法に係る比較対象取引に相当する取引、施行令第二十五条の十八の三第五項第六号に掲げる方法に係る比較対象取引に相当する取引及び法第四十条の三の三第二項第二号に定める方法に係る比較対象取引に相当する取引を含む。以下この号において「比較対象取引等」という。）の選定に係る事項及び当該比較対象取引等の明細を記載した書類

ハ　当該非居住者が施行令第二十五条の十八の三第五項第一号に掲げる方法又は同項第六号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）を選定した場合におけるこれらの方法により当該非居住者の恒久的施設及び事業場等に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類（ロ及びホに掲げる書類を除く。）